

調査・研究ノート

水産業とWTO交渉

一、我が国水産業の現状と水産物貿易構造
我が国は言わずもがなの「魚食国家」であり、一九九八年の国民一人当たり動物性たん白質摂取量に占める魚介類の割合は三九%、魚介類の国民一人一年当たり供給量は七〇・六キログラムとなっている。

我が国の漁業生産量は年々縮小しており、九七年の生産量七、四一一千トン、中国、ペルーに次いで第三位で、チリ、アメリカ等がこれに続いている。

一方、水産物需給表によれば九八年の魚介類国内生産量六、〇四四千トンに対して輸入量五、二五四千トン、輸出量三、二二二千トンとなっている。魚介類自給率では、六〇年一一%、七〇年一〇%、八〇年九七%、九〇年七二%、直近の九八年には五七%にまで低下している。

ところで世界の水産物の貿易構造をみてみると、九六年の世界の水産物貿易量は約四四百万トンと総漁獲量の約三七%を占めている。このうち我が国の輸入は貿易金額ベースで世界全体の約三割を占めており、世界最大の水産物輸入国となっている。これにEU、アメリカを加えるとその約七六%を輸入していることになり、水産物の輸

入も我が国をはじめとする先進国に偏重した実態となっていることが理解されよう。

二、UR合意と水産物の市場アクセス

今後のWTO再交渉について触れる前に、URの合意内容について確認しておきたい。まず第一が関税の三分の一引下げである。

養魚用稚魚および飼料用魚粉等を除く水産物に関税を課すことになり、八八年の貿易量を基準にした場合の税率を毎年同幅ずつ引下げ、加重平均での税率六・一%を最終の九九年には四・一%とすることになった。また、沿岸・沖合の主要魚種についてはIQ制度(輸入割当て)が継続されることとなったが、例外的にIQ品目の内、冷凍サバ等については関税率がそれぞれ三割、五年間で引き下げられることになった。

また、UR合意にともなうWTO協定の発効とともに、一般補助金の規律に関する「補助金及び相殺措置に関する協定」が発効している。これは輸出補助金及び国内品優先使用の条件を付した輸入代替補助金は赤企業もしくは産業の集団等に対して交付された補助金は黄、特定性のない補助金、あるいは特定性があっても一定の条件を満たすもの(研究補助金 地域補助金 環境

補助金)は青、とされている。

三、UR合意後の水産政策をめぐる動き

輸入水産物が増加を続ける中で、魚介類自給率の低下、漁業経営の悪化、就労者の減少・高齢化等が進行し、一方では漁業資源の保全が求められ、総合的漁業振興策構築の必要性が叫ばれてきた。こうした情勢を背景に水産基本政策のあり方についての検討会が九六年に開始され、九九年八月に最終報告がとりまとめられた。その概要は以下のとおりである。

〈水産業・漁村の位置づけ〉

- ・国民に対する食料の安定供給(健康で豊かな食生活に貢献(食料安全保障上重要))
- ・我が国経済・社会における重要性(沿海地域の基幹産業、海洋環境の保全・監視等、食文化等の伝統・文化の形成、自然とレクリエーションの場の提供)

〈水産物需給・資源の見通し〉

- ・世界的な水産物需要の増大と供給不安定
- ・我が国の安定的な水産物需要と国内生産力への懸念

・食料自給率目標の策定

- ・環境悪化・過剰漁獲による周辺水域の資源悪化

〈今後の水産基本政策のあり方〉

- ・水産資源の持続的利用の確立(我が国周辺水域の資源回復、つくり育てる漁業の推進、漁場環境及び生態系の保全、責任

ある遠洋漁業と国際的資源管理への貢献、国際協力等の推進、漁業管理制度見直し)

・自立しうる漁業経営の確立(意欲と能力のある担い手の育成・確保、漁業等の組織体制の整備と活性化、中小漁業の構造改善技術開発の重点的実施)

・水産物流通・加工の合理化と消費者ニーズへの対応(産地機能の強化、水産加工業の体質強化等、品質・衛生管理等の強化、国産水産物への理解増進、国際貿易を巡る情勢への対応)

・漁業地域の振興と水産基盤整備の見直し(漁業地域の振興、水産基盤の見直し、漁港整備・管理制度の見直し)

〈沿岸漁業等振興法の今日的評価〉

この最終報告をうけて九九年十二月、水産基本政策大綱が決定され、これに沿って今次の通常国会において水産基本法が決定される運びとなっており、これがWTO交渉の基本スタンスとなる。

四、WTO再交渉の論点と協議の現状

さて、WTO水産物交渉では、資源管理の推進、貿易ルールの確立、の二つの柱に論点が絞られるものとみられているが、現在のところ貿易ルールに関する話は低調である一方、過剰漁獲に関連しての漁業補助金について議論が集中している。したがって、ここでは漁業補助金にかかる議論に

絞って経過・論点を紹介する。

漁業補助金についての議論は、九六年にWTO等の席上でニュージーランドが中心となつて、漁業補助金が貿易上の不正を招くとともに、過剰な漁獲能力の形成要因となつているとする問題提起を行なつたことから再燃した。その後もWTOにとどまらずAPEC、OECD等で様々な議論が戦わされてきた。我が国は漁業補助金と過剰漁獲との因果関係については科学的に検証することが必要であること、過剰漁獲問題については専門家によりFAOの場で検討すべきであることを主張してきた。これについての主な国の論点・反応等は以下のとおりである。

〈ニュージーランド〉

漁業補助金の持つ貿易歪曲性と過剰漁獲能力形成を指摘しているが、自国の財政立て直しの観点から漁業補助金を含めた政府支出の削減を実施したことから、自国漁業者から国際競争力の低下を指摘されているという事情も抱えている。

〈アイスランド、ノルウェー〉

同様に過剰漁獲能力の形成を指摘している。EUによる外国水域入漁料の直接補助をはじめとする手厚い保護政策の存在によつて、特にEUマーケットでの底魚の競争力を奪われているとの認識を持つている。

〈アメリカ〉

政府支出の削減をはかるための漁業者へ

の説得材料を国際合意に求めており、国際競争力の維持も含めて各国横並び対応を基本としている。

〈中国、韓国〉

積極的な主張はなく、様子見の感がある。

漁業補助金の撤廃を求める国に共通しているのは、日本の公海まぐる漁業、EUのトロール漁業の削減を含めた各国の漁業分野における国際競争力の維持と日本等のマーケットへの進出意欲であり、本問題で日本と一部でも協調可能な国はEUぐらいという厳しい状況に置かれている。まさに輸出国と輸入国との利害が露骨に反映された激しい議論が展開されているのである。

こうした情勢を踏まえて政府は、次の点についての作業を急いでいる。

補助金が漁獲能力形成に及ぼす影響の解析とともに、他の要因が過剰漁獲能力を形成するメカニズムについての計量的なモデル作成

多面的機能について漁業分野でいかなる議論が可能かについての整理

漁業補助金と漁業コスト、経営収支に及ぼす影響についての数値化

我が国において漁業補助金の漁業者に与える影響は大きく、これなくしての我が国水産業の維持・存続は考えられず、交渉の成果獲得が強く期待される。

(蔦谷栄一)